

議員発案第 4 号

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の
存続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「地域間格差を拡大する地方
移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」を提出するものとする。

平成21年12月17日 提出

提 出 者 三条市議会議員 田 中 寿

賛 成 者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 木 菱 晃 栄

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の 地方出先機関の存続を求める意見書

三条市は、金属加工などの産業を中心に発展する地方都市であり、その産業基盤を支える一般国道８号を中心とする社会資本は、地域経済にとって不可欠な存在となっている。

しかし、地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、社会資本整備を実施する地方整備局などを廃止・統合することのほか、三条市に関連する一般国道８号については国から地方への移譲を求めており、今後は事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念される。

加えて、地方分権については、国の来年度予算編成と同様に国民生活の利便性や地方の継続的な発展の観点が十分に議論されていないことから、本来の目的である「国民・住民のための行政組織の確立」から「道州制の確立に向けた分権改革」へと姿を変えている。

また、国の事業に対し、地方自治体との「二重行政」であると批判されているが、行政の住み分けであると考えている。国が「幹」となり最重要である本川や国道を担当し、県はそれに次ぎ「枝」となる支川や地方道を担当し、市町村では「葉」となる支川や地方道を担当しており、決して二重行政とは言えない。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域特性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであるし、憲法にうたわれる法の下での平等、住居・移転の自由、生存権と国の社会的使命を果たすため、国に課せられた責務である。

国が引き続き幹となる社会資本の整備を行うことは、多くの国民、とりわけ地方に住む国民にとって必ずや有益であると考える。

さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことでより迅速に対応することが可能となる。特に信濃川を含めた河川及び一般国道８号を含めた道路の整備や維持管理は、三条市民の安全・安心を確保するためには大変重要であり、災害時は大型の人的支援や機器の保有・保管、高い技術力を擁する国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが最も適切である。

こうしたことから、地方整備局や国道・河川の各事務所で実施してきた事業や役割は、引き続き実施していくことが、国民・市民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとするためには重要である。そのため、三条市に関連する国土交通省北陸地方整備局

及び管轄する国道事務所、河川事務所のほか、出張所を存続することが不可欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 「二重行政の解消」というキャッチフレーズだけの改革を改め、国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施すること。
- 2 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲及び国土交通省地方出先機関の統廃合は行わないこと。
- 3 三条市において重要な河川である信濃川、及び産業基盤を支える一般国道8号の直轄管理を継続するとともに、中ノ口川を直轄管理とするほか、国土交通省北陸地方整備局、及び各事業を管轄する新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所、信濃川河川事務所、長岡国道事務所、北陸技術事務所及び三条出張所など各事務所に付随する出張所を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣	総 務 大 臣	地域主権推進担当大臣	財 務 大 臣
国土交通大臣	北陸地方整備局長		